

新体育館に関する特別委員会会議録

○日 時 令和元年12月10日(火) 本会議終了後

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 8号 塩尻市総合体育館条例

議案第12号 (仮称)新体育館建設工事請負契約の変更契約の締結について

○出席委員

| | | | | | | | |
|-----|----|----|---|------|----|-----|---|
| 委員長 | 永田 | 公由 | 君 | 副委員長 | 山口 | 恵子 | 君 |
| 委員 | 丸山 | 寿子 | 君 | 委員 | 樋口 | 千代子 | 君 |
| 委員 | 赤羽 | 誠治 | 君 | 委員 | 平間 | 正治 | 君 |
| 委員 | 小澤 | 彰一 | 君 | 委員 | 篠原 | 敏宏 | 君 |
| 委員 | 中野 | 重則 | 君 | 委員 | 横沢 | 英一 | 君 |
| 委員 | 西條 | 富雄 | 君 | 委員 | 青柳 | 充茂 | 君 |
| 委員 | 金子 | 勝寿 | 君 | 委員 | 牧野 | 直樹 | 君 |
| 委員 | 古畑 | 秀夫 | 君 | 委員 | 中村 | 努 | 君 |
| 委員 | 柴田 | 博 | 君 | | | | |

○欠席委員

委員 永井 泰仁 君

○説明のため出席した理事者・職員

| | | | |
|-----------------|-----|-----|---|
| 副市長 | 米窪 | 健一朗 | 君 |
| 市民交流センター・生涯学習部長 | 赤津 | 光晴 | 君 |
| スポーツ推進課長 | 田下 | 高秋 | 君 |
| スポーツ推進係長 | 高谷 | 和則 | 君 |
| 新体育館建設プロジェクト係長 | 佐々木 | 高史 | 君 |
| 新体育館建設プロジェクト主任 | 中田 | 健太郎 | 君 |
| 財政課長 | 宮原 | 勝広 | 君 |
| 財政係長 | 小松 | 義宏 | 君 |

○議会事務局職員

| | | | | | | | |
|--------|----|-----|---|-------|----|----|---|
| 事務局長 | 横山 | 文明 | 君 | 事務局次長 | 赤津 | 廣子 | 君 |
| 議事総務係長 | 小澤 | 真由美 | 君 | | | | |

○**委員長** それでは、全員おそろいのようなので、ただいまから12月定例会新体育館に関する特別委員会を開会をいたします。

この際申し上げます。永井泰仁委員から欠席する旨の届け出がありますので御了承を願います。また、審査に関する発言については、委員、職員ともにマイクを使用していただくようお願いをいたします。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶を受けることといたします。

理事者挨拶

○**副市長** 大変、お疲れさまでございます。本会議の終了後、大変恐縮でございますけれども、特別委員会を開催をいただきましてありがとうございます。御提案を申し上げてある各議案につきまして、よろしく御審査をいただきますようお願いを申し上げて、挨拶とさせていただきます。

○**委員長** それでは、審査に入ります。

その前に、資料の確認をしていただきたいと思います。机に配付してあります資料でございますが、インフレースライドによる変更契約説明資料と、それから、利用料金の算出についての資料があると思いますので、御確認をいただきたいと思います。

当特別委員会に付託されました議案は、委員会付託案件表に記載のとおりであります。議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。

議案第8号 塩尻市総合体育館条例

○**委員長** それでは、議案第8号塩尻市総合体育館条例を議題といたします。説明を求めます。

○**スポーツ推進課長** それでは、議案第8号塩尻市総合体育館条例についてとなります。議案関係資料23ページをお願いいたします。

1の提案理由でございます。スポーツの推進を図るため塩尻市総合体育館を設置することに伴い、新たな条例を制定するものでございます。施設名称につきましては、屋内スポーツの拠点施設であり、トレーニングルームやスタジオなど総合的な屋内運動施設であることから、総合体育館としております。なお、ネーミングライツを検討しているため、通称につきましては、条例の施設名と異なるものになる見込みとなっております。

2の概要でございます。1つとして、塩尻市総合体育館の設置、管理等について必要な事項を定めるもの、また、管理を市長が指定する指定管理者が行うものとし、指定管理者が行う業務を定めるものでございます。

それでは、続きまして、議案書の議案第8号のページをお願いいたします。

条文案となります。第1条につきましては、市民のスポーツの推進を図るため、総合体育館の設置、管理等に関し必要な事項を定めること。第2条は、名称を塩尻市総合体育館とし、位置を塩尻市大字広丘郷原1657番地2とするものでございます。第3条は、塩尻市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第4条第1項各号のいずれにも該当し、運営するために必要な能力と実績を有する者に行わせること。第4条は、指定管理者が行う業務といたしまして、第1号で市民スポーツの推進、健康の増進及びスポーツを通じた交流の促進のために実施する事業として、基本計画で決定した施設のコンセプトの実現に向けた業務となっております。第5条、

休館日は火曜日。第6条、利用時間は午前9時から午後9時とし、いずれも市長の承認を得て変更できることとしております。第7条から第10条につきましては、許可に関する事項や、禁止、制限する事項などについて定めております。続きまして、第11条は、利用者は指定管理者に利用料を納入すること。利用料については、指定管理者の収入とすることとしております。

続きまして、3ページ下段の別表をお願いをいたします。体育館の部屋ごとの利用料を定めており、利用区分にございます、営利または営業を目的としない、スポーツに利用する場合の入場料の有無、スポーツ以外に利用する場合、営利または営業を目的とする場合の項目及びスポーツ利用の入場料を徴収しない場合との金額の差、2倍、3倍、10倍にそれぞれ規定をさせていただいておりますが、こちらにつきましては、体育施設条例の市立体育館の基準と同一としております。

表におきまして、1時間当たりの利用料を記載しておりますが、追加で本日お配りいたしましたA3の資料をごらんください。まず、利用料金の算出の資料でございますが、表の見方から説明をさせていただきます。一番上の欄が、1、貸館施設といたしまして、区分の欄にそれぞれの部屋等が記載されております。それぞれの部屋の面積が隣の小文字のa、貸館部分の面積が大文字のAとなっておりますが、小文字のaの部分の合計の面積となっております。Bの欄の貸し出し面積合計につきましては、下段の個人利用施設の面積と貸館部分面積の合計が記載されております。続きまして、それぞれ貸館施設と個人利用施設全体から占める割合。その横、D欄が維持管理費のうち、貸館に直接かかわる経費。その横が原価といたしまして、貸館に直接係る経費から割合を掛けたものとなっております。その横、年間利用可能時間につきましては、全体、毎週火曜日休館の1年間の貸し出し可能時間の7割として想定をさせていただいております。その横に、1平方メートル1時間当たりのコスト、負担割合、1時間当たりの算定額となっております。

2番の個人利用施設につきましては、E欄の原価(1)までは、上段と共通でございますが、原価(2)におきまして、トレーニングルームとボルダリングのそれぞれ部屋に比率を掛けて分割しております。G欄とH欄につきましては、トレーニングルームにかかわる人件費と機器の管理費用を個別で追加をしております。原価の(3)が、それぞれの部屋の原価となりまして、こちらを年間利用の定員数で割ったもの、さらに負担割合100%を掛けたものが1人・1時間当たりの算定額というような見方になっております。

また、一番右下の部分に、空調料金にかかわる算出根拠も記載しておりますので、あわせてごらんください。

それでは、説明に戻らせていただきます。利用料の算定に当たり、人件費や維持管理を原価といたしまして、アリーナなどの貸し室の面積に応じまして、利用料を算定したものでございます。原価につきましては、施設の維持管理費を市直営で行った場合の貸し館に関する費用として8,770万円としております。こちらが、本日A3のDの欄になります。この原価を、貸し館全体面積と年間開館時間で割りまして、1平方メートル当たり、1時間当たりの単価といたしまして4,19円を算出してしております。メインアリーナであれば、貸し館面積の1,590平方メートルと受益者負担割合の50%を掛けまして、利用料を求めたものでございます。メインアリーナにつきましては、アマチュアスポーツの通常利用で1時間3,300円となります。

照明使用料につきましては、既存施設におきましては、施設使用料とは別に定めておりましたが、施設利用料に新体育館は含めております。理由といたしまして、自然光だけでは天井の高さやアリーナの広さから十分な照度の確保が難しいこと、LEDを採用しておりますが出力調整で照度を段階的に調整できること。また、近年竣

工しました体育館への視察におきまして、自然光の差し込みにつきましては競技に影響があるということで、市民利用の練習におきましてもカーテンやブラインドをあけないよう要望がありまして、あけたことがないという結果を聞いたこと。これらのことを踏まえまして、競技実施に支障のない環境を整えるために施設利用料に含めております。電力使用料のみを部屋ごとに算出することは困難であるため、維持管理費の一部として全体の原価に含めることとし、アリーナやスタジオなどの部屋ごとの面積に応じた単価として算出してあります。これによりまして、貸し館料金は1つの料金となりまして、施設利用料に照明利用料が別途必要となる場合よりわかりやすい体系とさせていただきます。なお、新設の体育館における料金体系におきましては、照明利用料を施設利用料に含めることが近年多くなっておりまして、今回の事案に関しましても参考とさせていただいたものでございます。

次に、アリーナの冷暖房につきましては、体育館利用者が暑い季節には熱中症、冬季間には心疾患などの体調不良が発生した場合、冷暖房施設があるにもかかわらず適正な環境を施設側が準備しなかったと判断されて、賠償責任が生じることがあります。このため、利用者の健康を害さない最低限の空調運転を実施するため、基本的には施設利用料に冷暖房費用が含まれますが、利用者の要望により空調機を運転する場合の利用料を定めております。1年間に冷暖房運転に必要と見込まれる費用として、A3の右下の部分にございます原価を求めまして、運転時間から利用料金を算出しまして、1時間1,800円としたものでございます。このほかのトレーニングルーム、スタジオ、会議室等につきましては電気式のエアコンを導入しておりますが、部屋ごとに個別のコストを算出することが難しいため、冷暖房設備の利用料金として設けずに施設利用料に含めることといたしました。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、おめくりいただいた4ページの別表をお願いいたします。スタジオ、会議室、審判室につきましては、大会利用を想定いたしまして、アリーナと併用する場合の料金を単独使用の2分の1と定めたものでございます。

一番下の表の備考の上になります。駐車場、ふれあい広場及び多目的活動広場につきましては、指定管理者が敷地を有効に活用し、イベント等を実施する場合の敷地利用料を1平方メートル当たりで定めたものでございます。これによりまして、館内のみならず、屋外につきましても、有効に活用した事業の実施を求めていきたいと考えております。

次に、5ページにございます2の個人利用料でございます。トレーニングルームにつきましては、先進事例や運営者のヒアリングを踏まえまして、1時間当たりで定めておりますが、おおむね1回の利用時間が2時間程度とお聞きしておりますので、1回500円の目安で定めるものでございます。条例上、1時間とした理由につきましては、指定管理者の提案により、にぎわいのある運営をお願いしたいため、提案しやすいよう、最小の単位としているものでございます。ボルダリングルームは、クライミングウォールを設置した定員3名の部屋となりますが、中学生以上を有料、小学生以下を無料としております。利用者の安全を確保する必要がございますので、今後、指定管理者が決定した後に、市と協議いたしまして運営方針を定め、利用する条件などを整備したいと考えております。

3の設備、器具等利用料につきましては、アリーナの冷暖房利用料を定めるもの。器具、備品につきましては、市長が別に定める額としたものでございます。

条文案3ページにお戻りいただきまして、第12条につきましては、利用料の減免手順を定めております。減

免の方針といたしましては、利用者負担の原則により、最小限の減免とするものでございます。第13条は利用料の還付、第14条は原状回復、第15条は損害賠償について定め、第16条で委任規定を設けまして、規則等につきましては教育委員会に委任するものでございます。

附則といたしまして、条例の施行日は規則において定めること、準備行為は施行日前に行えることとしております。説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。質問、意見のある委員はお願いをいたします。

○**中村努委員** 議案の1ページ、第4条のところで指定管理者の業務が書かれていますが、これは指定管理者の自主事業というのも、たしか認めるようなことがあったと思うのですが、それはこの項目の中の、どれに該当しますか。

○**スポーツ推進課長** 一番は、第1号市民のスポーツの推進、健康の増進、スポーツを通じた交流の促進のために実施する事業で、この事業につきましては、当然、市がこれをやってくださいという指定業務もございまして、スポーツの推進につながる事業を自主事業で実施します等々が該当しますので、主に第1号が該当するものでございます。

○**中村努委員** この条例に、その事業が適しているかどうかというのは、誰がどこで判断をされるのですか。

○**スポーツ推進課長** 指定管理の自主事業につきましては、市のほうに申告、こういった事業をやりますということで御提案いただくことになっておりますので、総合体育館条例の各規定に違反をしていないか、そぐわない事業でないかという部分を判断して、実施の可否につきまして、市のほうで判断をしていきたいと思っております。

○**中村努委員** 今の件はわかりました。

続けてお願いします。3ページの第15条の損害賠償の関係ですが、これは、当然体育館という施設が損害保険に加入していると思うのですが、これは過失割合によって利用者が負担する部分も出てくるという、そういうことになるわけですか。

○**スポーツ推進課長** 基本的には、利用者が故意に施設を破損した場合につきましては、その利用者が損害賠償責任を負うという規定になっております。ですので、指定管理者なし、市のこういうふうに使ってくださいという使い方等に違反をして施設を壊してしまった場合は、利用者にて、基本的には賠償責任が生じると考えております。

○**中村努委員** わかりました。その責めに帰すべき理由というのは、決められた使い方以外の故意のことで、普通に使っていて、普通に壊れてしまったような場合は、市のほうの保険で見ていただけると、こういう解釈ですね。

○**スポーツ推進課長** 当然、ケースバイケースにはなってくると思いますが、基本的にはその理解でお願いしたいと思います。

○**委員長** ほかにいかがですか。

○**柴田博委員** 別表の書いてあるところで、5ページの一番最後のページですけれども、この中で、アリーナの冷暖房設備というところで、確認ですけれども、これは利用者が自分たちで暖房を使いたいとか冷房を使いたいとかと言った場合ということでありましたが、この書き方でいくと、アリーナを使う場合には利用料金プラス暖

房、冷房の利用料が加わるみたいなふうにとれるのではないかと思いますので、その辺はよろしいですか。

○スポーツ推進課長 書き方として、そう読み取れる部分があるようでしたら、大変申しわけございません。ただ、趣旨といたしましては、基本的に利用者の健康を害さない範囲で、冷房、暖房につきましては、指定管理者に運転をさせます。ただ、指定管理者がこのぐらいの温度で健康を害しないと判断したにもかかわらず、きょうは暑いので冷房を強めてください、暖房をもっと強く入れてくださいという利用者の要望があった場合に1時間料金を徴収させていただくものでございます。

○柴田博委員 その場合、これは条例ですのでもいいですけども、実際に利用する方が利用を申し込んだり、利用料金を見たりするときには、わかりやすく書いていただかないといけないと思うので、その辺についてお願いしたいです。それと、同じように、4ページの駐車場とかふれあい広場、多目的活動広場についても、指定管理者が自主事業として使う場合の料金ということのようですけども、これも、これだけ、もし一般市民が見たら、駐車場にとめるのにお金がかかるのかというふうにとる人もあると思うのです。あわせて、その辺についてはどうですか。

○スポーツ推進課長 あくまで駐車場等につきましては、自主事業であるとか、誘致した事業等で使う場合を想定しておりますので、その辺の市民への周知は、冷暖房利用料とあわせまして、十分にしていきたいと思えます。

○柴田博委員 もう1点お願いします。5ページの一番上の電気器具の持ち込みに関する記載ですけども、これは、どんなものを予定しているわけですか。

○スポーツ推進課長 基本的には、イベント等で、例えば、音響機器であるとか、映像機器等を持ち込む場合等、多種多様な使い方が想定されますので、そういった場合の電力使用料を徴収するための規定を設けさせていただいたものでございます。

○柴田博委員 その場合、これは申し込みのときに、実際に使うときには、こういうものを使いますよという申請をして、電力消費量まで申請をして、申し込むということですか。それとも、実際に使う場面で持ち込んだときに、これだけの器具なので幾らですよというふうにするのか、その辺については。

○スポーツ推進課長 なかなか申し込み時点で、どのぐらいの定格消費電力があるかという部分まで厳しいと思いますので、基本的には、持ち込んだときの現認で、何キロワットなのでお幾らとなりますというものが、想定されると思います。ただ、イベント等の内容によっては、事前に消費電力、館内の準備した予備電源等で不足する場合も考えられますので、そういった大型のイベント等がある場合については、事前の調整が必要になるかと思えます。

○平間正治委員 何点かお聞きしたいのですが、議案のほうでは5ページ、A3の資料のほうでは、中ほどの下の当たりにあるのですが、個人利用でトレーニングルームなのですが、5ページのほうだと250円、A3のほうだと2時間当たり、1回当たりで500円ですよとなっているのですが、これは1時間250円ということでもいいわけで、2時間単位でということではないですよ、必ずしも。それで、3時間になれば750円になるという理解でいいですか。

○スポーツ推進課長 1回当たりでございます。おおむね1回の利用が2時間ということでございます。

○委員長 いや、そうじゃなくて、今、聞いているのは、1時間当たり250円でいいですかという確認です。

○スポーツ推進課長 失礼いたしました。1時間当たりの利用料として250円で定めるものでございます。で

すので、3時間であれば、このままであれば750円という形になります。

○平間正治委員 それで、指定管理をして、受託者が自主事業として健康づくり教室とかやりたいということの中で、よく民間のジムなんかですと、トレーニングルーム、月当たりで、1カ月で幾ら、これは会員制とかそういうのもあるのでしょうか、そういう1カ月5,000円とか6,000円とか、そういう制度をとっているところもあるのですが、これは、そういう自主事業者が自主事業としてやりたいと言った場合には、どうなるのでしょうか。認めるということですか。

○スポーツ推進課長 前回も同じ説明をさせていただきましたが、トレーニングルームにつきましては、専属のトレーナーを配置し、例えば、最近メタボっぼいので、どういったプログラムがいいですかという相談に対して、こういったプログラムをぜひやってくださいという運動指導まで含まれておりますので、なかなか自主事業でそれ以上のものをやるのは、基本的には難しいかなと思います。指定管理業務の中で、トレーナーがついて、プログラムの提供までしますと、会員制というよりも、1回幾らの運用が主になると今は想定しておりますが、条例をお認めいただければ、指定管理者の公募手続をする中で、多種多様な提案があろうかと思いますが、基本的には、市の指定業務をトレーニングルームでは、運動指導を含めてやっていただきたいという趣旨でございます。

○平間正治委員 そもそも、指定管理ということ、少し理解をよくされていないのかなというふうに思うのですが、市で決めたことをやってくださいということになると、ただの委託、アウトソーシングです。指定管理というのは、そもそもは、市が、公共がその事業をやるよりも、民間がやったほうがノウハウもあったり、たけているから、それをやってもうけを出してください。そこにいた職員は引き上げて、市の一般的な業務にやってもらう、これがそもそもの指定管理なのです。そのときに、管理を受けた側は、自主事業をやってもうけないと、どこでもうけるのか。そもそも、指定管理を取り入れる意味がないと思うのです。単なるアウトソーシング、単なる委託になってしまうと思うのですが、そこら辺の考え方というのはどうですか。

○スポーツ推進課長 トレーニングルームにつきましては、市の必須業務として実施するため、なかなか自主事業は厳しいというのは先ほどの答弁になりますが、そのほかのスタジオであるとか、アリーナの部分、多種多様な自主事業が既にマーケットサウンディングの対話の中でもお聞かせいただいているので、市が直接実施するよりも、にぎわいのあるプログラムを提供していただいて、当然、民間事業者ですので、サービスを提供する対価として収益を上げていただける施設になることを想定しております。

○平間正治委員 長くなって済みません。それは、自主事業をそういった形でやっていけば参加料として求めて、それを自分のところの収入にしていくという理解でよろしいですか。

○スポーツ推進課長 そのとおりでございます。

○平間正治委員 もう1点、済みません。同じ5ページに、トレーニングルームの利用は中学生以上として、保護者同伴とするとあるのです。何となくわからなくはないのですが、これはちょっと手かせ足かせになっていて、これで利用が進むのかというと、ちょっと疑問に思うところがあるのですが。保護者同伴にした理由と、利用見込み。

○スポーツ推進課長 まず、中学生以上を対象とした理由といたしましては、機器の使用方法を理解できる年齢。また、保護者同伴とした理由につきましては、成長期となる一番大事な時期でございますので、身体への影響も

考慮いたしまして、基本的には保護者の指導のもと、利用をしていただくことを想定しております。

○平間正治委員 そこには、専属トレーナーは何のためにいるのか。

○スポーツ推進課長 当然、専属トレーナーはおりますが、基本的には、こういったプログラムをやったほうがいいですよという指導の立場でございますので、その子がどんな環境下であるかという部分につきましては、やはり中学生の場合は、保護者の責任のもとに利用していただく。また、こういった運用の方法につきましては、ほぼ全国の自治体、中学生につきましては、保護者同伴等の制限をかけておりますので、本市につきましても同様とさせていただいたものでございます。

○平間正治委員 おっしゃられていることはわかるのですが、実際に利用していくという面のときに、わざわざ保護者がついてきて、そして保護者もトレーニングの専門家でもないわけですから、そのことが、はっきり子供に対してどういう影響があるかというのはわからなくてやるときに、うがった見方ですが、一緒にいた親の責任にすればいいということではなくて、できるだけ、せっかくつくるものなので、使いやすい方法を考えていただきたいというふうに要望をしておきます。

○委員長 確認ですけれども、いわゆるトレーニングルームの自主事業というのは、指定管理者側から、もし提案があった場合は、認めるのですか、認めないのですか。

○スポーツ推進課長 提案の内容によるかと思いますが、我々が今、想定する中では、指定管理業務、市の指定業務として運営をしていただくので、基本的に自主事業の入るスペースというか、時間というかが厳しいのかなと思いますが、提案を見る中で判断をさせていただきたいと思います。

○委員長 ほかにいかがですか。

○古畑秀夫委員 スポーツの中で、何でも体育館でやっていいということにはならないと思うのですが、貸せないというか、そういったスポーツはどういうものかという、スポーツの分け方と言いますか、そういうのは決めてあるのか。

○委員長 スポーツというか、要は、体育館を貸し館するときに、これはだめですよというものをつくってあるのかどうかという質問。

○スポーツ推進課長 基本的には、つくってございません。ただ、設計段階において、例えば、フットサルであれば、施設の設計をする中で、サブアリーナしかできないという設計にしてありますので、そういった部分ではございますが、運用の具体的な判断基準につきましては、これから検討になります。

○古畑秀夫委員 これから検討ということですが、例えば、テニスでも硬式テニスとか、軟式なら多分問題ないと思うけれど、先ほど損害賠償の話もあったけれど、いわゆるそういったもので、硬式テニスや何かで、どこか壁を壊してしまったとかということもないとも言えないのですけれども、そういう具体的な部分の検討というのはどうなっていますか。

○スポーツ推進課長 基本計画をつくる段階で、対象とする競技から硬式テニスは除外しておりますので、硬式テニスはできない施設でございます。

○委員長 ほかにいかがですか。

○山口恵子委員 1 ページのところでお聞きします。今回、これは条例ですので、条例の中で体育館の利用時間が朝の9時から夜の9時までと定められていますが、これは、あくまでも建物に関しての利用時間ということ

でよろしいですか。それで、駐車場とか、ふれあい広場とか、多目的活動広場の活用の時間帯は、運用のほうで定めていくのか、その辺についてのお考えをお聞きます。

○**スポーツ推進課長** 基本的には、駐車場につきましては、バリケードを設ける予定でおりますので、例えば、朝8時半にあけて、夜9時半に閉める等の対応になってまいります。公園等につきましては、これから詳細を検討していきたいと思っております。基本的には、公園はいつでも使える施設でないといけないという考えで、屋外トイレの施設等、検討していく必要があると思っておりますので、これからの検討になります。

○**山口恵子委員** 運用などに関しては、これからということで、要望をしたいのですけれども、朝早くからウォーキングなどを行っている方もいるので、そういった方でも公園など、外の広場が利用できるようにしていただきたいということと、あと、周辺に高齢者施設があったり、住宅があったりするので、夜間の利用について、花火とか、若者が集まって騒ぎをすとか、そういった周辺への迷惑のかからないようなことも、運用の基準の中に定めていただきたいと思いますので、これは要望いたします。

○**委員長** ほかにいかがですか。

○**小澤彰一委員** 3ページの減免に関する12条。指定管理者が自主事業を行う場合には、減免措置が明確になっていないと、指定管理者は自主事業できないのです。つまり、市が運営したり、あるいは指定管理者が運営する場合には減免とするという規定がない限り、指定管理者も自分で使う場合に使用料を払わないといけない。だから、例えば、同じ指定管理をやっているレザンホールのように、別個に減免規定というのをきちんと制定しないと困ってくる。レザンホールの場合には、市及び指定管理者が企画するものについては全額減免、それから文化団体だとかそういうものについては半額減免という細かい規定があるのです。もし申し込んだ場合、例えば災害があって、それが使用できなかった場合には、天変地異だとか、あるいは市の都合によって使用できない場合には使用料を返還すとか、細かく、やはり規定していかないとまずいかなと思うのです。ですから、この辺のところはどのような予定になっているか、伺いたい。

○**スポーツ推進課長** 減免の具体的な部分につきましては、規則の中で定めていく考えでおりますので、規則を検討する中で、今、委員がおっしゃられました、細かな、どういった場合が減免するのか、還付の対象になるのか等々につきまして定めていきたいと考えております。

○**委員長** よろしいですか。

○**金子勝寿委員** 今の減免に関して、もめるところなので、規則は議会では特に承認等は必要はないのですが、事前に、今の体育館のような減免の運用の仕方だと、運用の不公平感とかが、多分担当課もよく把握していると思うので、もう少し、いわゆる障がい者以外については基本的に減免しないとか、青少年育成という幅も、どこまでに限定するのかについては、事前に明確に議会側に説明したほうがいいのかどうかは、私も疑問なところなので、よく内部で検討していただきたいと思っております。もし基本的な考え方が、もうまとまっていれば。

○**スポーツ推進課長** 基本的に新体育館につきましては、減免をしないという方針で、ここは先般の特別委員会でも述べさせていただいたとおり、基本的には減免をいたしません。ただ、当然委員おっしゃられますとおり、障がい者団体等につきましては配慮が必要であろうと考えておりますので、今後、福祉課等、関係各課と調整の上、どのような減免がいいのか具体的に検討していきたいと考えております。

○**金子勝寿委員** この間の委員会、監査で出席できなかったのもう出た話かもしれないですけど、そもそも

指定管理をしないうで直営でやっ場合と、指定管理にした場合、当然指定管理のほうがいいという結論で、きょうここに持ってきていると思うのですが、そうはいつでも、いわゆる人とお金と、どれだけ民間に任せようがいいかという部分の検討とか数字は当然出してありますか。

○**委員長** 前回の委員会が出ています。

○**金子勝寿委員** 前回出しているのですね。わかりました。また教えてもらっていいですか。ありがとうございます。

○**委員長** では、スポーツ推進課長、今、金子委員言われたように、規則に関しても議会にかけると必要はないと思いますけれども、一応委員会でそれを出していただいて、それぞれの委員の意見もまた参考にさせていただきたいと思いますので、たたき台ができた時点で、委員会に提示をしていただきたいと思います。委員長としてお願いしておきます。

ほかにいかがですか。

○**中村努委員** ちょっと細かい話なのですが、先ほどのトレーニングルームの保護者同伴というのは、保護者は利用料を払うのですか。

○**スポーツ推進課長** 条例の中で、11条で、利用にかかわる料金というふうに規定をさせていただいておりますので、単に付き添いであれば、料金は発生しないのかなという感覚でございます。ただ、今後、指定管理者と方針をすり合わせる中で、当然調整はしてまいりたいと思いますし、個人的には付き添いのみならず、ぜひ利用をいただければなという希望を持っております。

○**中村努委員** その辺統一しておかないと、見ているだけと、ちょっとやって見せるとか、そういったものを一々区別するというのは難しいと思います。例えば入場するのに、これだけかかるとか。まず本当の保護者かどうかもわからないしね。その区別もできないと。それから、今、条例で、これではボルダリングはルームになっている、A3の資料ではコーナーになっているけれど、要は壁で仕切られたルームになるということですよね。そういう形状、私は想定してなくて、パブリックなスペースのところの壁にちょっと子供用のボルダリングがあるくらいに思っていたので。危険防止とか、そういう観点からきちんと囲われたルームにして、監視員もつけてということなのか。これも同じように、利用料ですから多分、小学生以下、親と一緒に入るということも考えられるので、それはどういうことなのかということ。

もう1点は、確認なのですが、このトレーニングルームの器具は、指定管理者が用意するようになっていたでしょうか。

○**スポーツ推進課長** まずボルダリングにつきましては、A3の資料、誤植になっておりまして、失礼いたしました。ボルダリングルーム、仕切られた部屋になっておりまして、受付の前を必ず通らないと入れない部屋になっておりますし、当然、壁の高さ3.5メートルございますので、子供だけの利用の段階で、上っているとこの下に入って、衝突事故が発生してはいけませんので、安全講習等の何らかの対策を講じた上で、利用をさせる方を、今後、指定管理者と協議の中で決定をしていきたいと考えております。

○**中村努委員** トレーニングルームの器具。

○**委員長** 器具は指定管理者かどうか。

○**スポーツ推進課長** 失礼しました。器具は、A3の資料の2の個別利用施設のところで、個別維持管理費、Hの

欄になりますが。この部分が該当する経費になりまして、機器につきましては指定管理者で準備をしていただくようにしております。ですので、市としては備品としては購入をしない形になっております。

○中村努委員 そうすると、この5ページの設備器具等利用料で、器具備品等の利用料は市長が定める額となっておりますが、指定管理者が用意をして、市長が利用料を定めるということになるのですか。

○スポーツ推進課長 トレーニングルームにつきましては機器備品等、市が準備するものではございませんので、トレーニングルームの利用料は250円。これが原価として指定管理者が準備する器具の料金が含まれておりますので、発生しません。3の設備器具等に定めます器具備品等につきましては、市の備品としてバスケットゴールだとか、そういった備品を買った物の料金になってまいります。あと係長のほうから補足をさせていただきますのでお願いいたします。

○新体育館建設プロジェクト係長 先ほどのトレーニングルーム、それからボルダリングルーム、コーナーと違いますが、ボルダリングルームにつきましては囲まれている簡易柵があって、基本的には受付の横にある、ある意味オープンスペースに近い感じ。ただ、簡単に出入りできたら困るものですから、柵を設けていて簡易的な部屋ということになります。

○中村努委員 その入場かどうかの管理は非常に難しいような気がします。そんなに危険を伴うようなボルダリングのコーナーを、私たちは多分希望していなくて、子供が自由に使ってもけがをしない程度のものを想定していたものから、その辺こうなっていれば、そういうことなのでしょうけれど、お願いします。

あと1点、この減免の関係になりますが、参考までに、今の市立体育館で、例えば何かのスポーツの大会で1日体育館を借り切ってやったときに、今どのくらいかかっている、それをそのまま新しい体育館でやろうとすると、大体どれくらいかかるかということ、きょうじゃなくてもいいですけども、教えていただきたいと思えます。

○委員長 スポーツ推進課長、それを18日の委員会までにきちんとした資料で出してください。いいですね。

それから今、問題になっています中学生が利用する場合、保護者同伴とするというのが、これ全国的な流れだということですので、近くでもいいですし、事例で、どんなふうに行っているかというような事例があれば、それも18日の委員会に出していただきたいと思えます。

○金子勝寿委員 その中高生だけの利用、午後9時まで利用させるのかどうするのか。午後6時以降も中高生だけの利用を可能にするのか。今の体育館もそうしているのか。ほかの施設だと入場を断ったりとか、そういう規定もあるようですので、その辺、条例とか規則で定めるにしても、いわゆる未成年者のみの利用、保護者がいない状況での夜間の利用とかその辺はどんなふうですか。

○スポーツ推進課長 基本的には団体での利用が想定されるかと思いますが、こういった団体がこの夕方から夜間の時間帯を使うのか、当然把握をしていく必要があると思えます。既存の体育施設でも団体登録等していただく中で、団体の登録できる要件として、成人以上の責任者が存在する団体でなければ登録できないようにしておりますので、新体育館についても同じような運用が想定されます。

○金子勝寿委員 トレーニングルームは高校生だけはどうか、高校生も午後6時以降は1人で来てやってもいいのか、それとも保護者も同伴するという規定にしておくのか。

○スポーツ推進課長 詳細な部分は今後の協議になりますが、基本的には夜9時という時間が、高校生が1人で

歩いていていい時間なのかどうなのか、という社会常識の範疇になってまいりますので、基本的には高校生であれば可能だと考えております。

○委員長 いいですね。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

それではないようですので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」のあり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」のあり〕

○委員長 ないので、採決をいたします。議案第8号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」のあり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第8号塩尻市総合体育館条例については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第12号 (仮称) 新体育館建設工事請負契約の変更契約の締結について

○委員長 次に進みます。議案第12号(仮称)新体育館建設工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。

○スポーツ推進課長 それでは、議案第12号(仮称)新体育館建設工事請負契約の変更契約の締結についてとなります。議案関係資料31ページをお願いいたします。提案の理由につきましては、(仮称)新体育館建設工事に係る請負契約の変更契約を締結することにつきまして、議会議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。2の契約の概要となりますが、目的につきましては、(仮称)新体育館建設工事。相手方につきましては前田・岡谷・安井・エイデザイン共同企業体。変更内容といたしまして、金額を当初の27億2,160万円から変更後の27億7,377万3,000円といたしまして、5,217万3,000円増額するものでございます。

変更の理由につきましては、賃金及び物価の変動に基づく請負代金額の増額となります。変更理由に際しまして、本日お配りいたしましたA4の資料をごらんください。インフレスライドによる変更契約説明資料でございます。今回の増額理由となります賃金及び物価の変動でございますが、インフレスライド条項による変更契約となります。表紙の上段、四角で囲った部分に記載しましたとおり、予期することができない特別な事情として、急激なインフレーションを生じ、請負代金額が著しく不当となったときとなります。今回につきましては、その説明資料、次の裏面でございます、国が平成31年2月22日付で「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を通知いたしまして、長野県につきましても、同年2月28日「賃金等の変動に対するインフレスライド条項の適応について」を通知したことを受けまして、塩尻市につきましては3月15日に「インフレスライド条項の適応について」をホームページで公表いたしまして、長野県に準じるものとして、インフレスライド条項の適応することとしております。

資料表面にお戻りいただきまして、インフレスライド条項の適用条件となります。2の部分でございます。請求日から残りの工事が2カ月以上あること、変更増減額の差額が1%を超えることとなりますが、本工事につき

ましては、いずれも該当となります。当初請負額から出来高部分を除きまして、残工事費の1%につきましては受注者の負担となります。1%の根拠につきましては、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないように定められた割合となります。今回はインフレによる増額スライドとなりますが、物価が著しく下がった場合につきましては減額スライドにつきまして、市が請求することとなります。

続きまして、資料3ページ目の4のスライド条項の考え方でございますが、昭和24年の建設業法の制定に伴いまして、標準請負契約約款が翌年度策定されました。このときから物価の変動等による請負代金額の変更が規定されております。以降の見直し経過は記載のとおりとなりますので、お願いをいたします。

最後のページ、スライド条項の趣旨でございますが、請負契約において受注者と発注者は対等との考えによりまして、片務性を解消するため受注者のみに合理的な範囲を超える価格変動を負担させない考えのもと、標準請負契約約款、第25条が規定されておりまして、今回のインフレスライド条項の適応につきましては、契約当初に想定できなかった合理的な範囲を超える価格変動として、国、県、市が適応したものととなります。本年7月に請負者からインフレスライドの請求を受けまして、出来高の確認を行いまして、10月にスライド額の協議を開始しました。スライド額の確定後、10月31日に変更の仮契約を結んだため、今回議決をお願いするものとなります。説明につきましては、以上となります。

○**委員長** 質疑に入る前に私から1点、5,217万3,000円という金額はどういう数字をもとにして、この金額がはじき出されたのか、その説明をしてください。

○**スポーツ推進課長** 7月にスライド請求がございました。このときにJV側から現在、7月時点での出来高がこれくらいあって、残りの工事は設計書のこの範囲が未施工ですという提示がございましたので、その資料をもとにCMとともに算定、査定をさせていただきました。残工事の工事額といたしまして、税抜き価格で24億3,923万4,000円となります。これをインフレスライドさせた場合に、25億1,106万円となりまして、差額が7,182万6,000円となります。このうち、残工事額24億3,900万円余の1%、2,439万2,340円となりますが、こちらにつきましては請負者の負担となりますので、7,100万円余から2,400万円余を差し引いた、税抜き価格で4,743万円、税込みで5,217万3,000円がスライド額として決定したものでございます。

○**委員長** それでは質疑を行います。質問、意見のある委員はお願いをいたします。

○**金子勝寿委員** もう事前に契約で決まっていたことなので確認なのですが、要はインフレ、きのうより物がきょう上がったという話のパーセント自体は、どこの根拠の数字。契約時点でのインフレ率なのか、それとも直近のどこの数字を根拠にして、インフレ率を出したのか、それだけ教えてください。

○**スポーツ推進課長** 具体的には国の2月の通知によりまして、技能労働者の賃金が3.3%上がるという通知がございました。この通知が技能労働者の適正な賃金水準の確保をしてくださいという、インフレスライドを適応してくださいという通知に該当しますので、3.3%人件費が上がったというものでございます。

○**金子勝寿委員** ちなみに、一般的には鉄とコンクリートも同様の数字があるのですが、でもそれは通知はなくて、あくまでも人件費だけだったということでもいいですか。

○**新体育館建設プロジェクト係長** 国の通知ですと、人件費、労務費の上ったものが毎年2月に算定されて公表されます。それに基づきまして、昨年から1年間、何パーセント上がりましたので今回はインフレスライドを

適応してくださいと通知が出ます。これに基づきますけども、インフレスライド自体は全ての工事、材料から全て含めて変更することになっておりますので、これにつきましては算定当時の物価版でありますとか、現在の物価版とか、物価指数をもとに変更しておりますので、鉄が何パーセント上がったでありますとか、そのあたりを入れかえて算定させてもらっているということでございます。

○委員長 いいですか。

ほかにいかがですか。

○柴田博委員 確認しますけれど、国からそういうプラス3.3%だからインフレーションということで、変更するよということがあるということですけども、このインフレスライド条項とはというところの一番初めの、予期することのできない特別な事情によりと書いてあるのですけれど、今回の場合にはどういう事情になるということですか。

○スポーツ推進課長 主は、人件費が予想以上に上がったということでございます。

○柴田博委員 これについては、例えば、来年のオリンピックの関係とかで、当然こうなるだろうというのはわかっていたと思うんですけど、幾ら上がるかというのはわかってなかったにしても、本当に予期することのできない事情なのかどうか、その辺についてはどういうお考えですか。

○スポーツ推進課長 当然、国土交通省のほうで、今回はインフレスライドに該当する物価の上昇があったという判断をしておりますので、それに基づいて県も判断し、市も判断する流れの中で、今回インフレスライド条項で増額という形になります。ですので、予期せぬ特別な事情というふうに国が解釈して、県も市も做ったという形になりますので、予期せぬ事態だったということしか、私どもとしては言いようがない状況です。

○柴田博委員 当初の契約額が27億7,000万円余で、残工事額が24億円余ということは、ほとんど始まってすぐということですよ。初めからこういう予定で、追加の工事になるのだよということになっていたのではないかと疑いたくなるのですけど、その辺はどうですか。

○スポーツ推進課長 冒頭説明させていただきましたとおり、今回につきましては、国のほうで予期することのできないインフレーションが発生した。逆に、来年、残工事がまだまだございますので、国のほうでデフレーションが発生したと解すれば、市のほうから減額の請求を当然させていただきますし、請負者と受注者対等な立場において協議する契約約款の趣旨からも、今回はインフレーションが発生したと解しているところでございます。

○委員長 いいですか。

ほかにいかがですか。

○金子勝寿委員 これ当然ふえた分は人件費なので、請け負っている下請けのほうの人件費に、ちゃんと回るのかまでチェックするのか、それとも、もう元請けに払ったら一応おしまいにするのか、その辺どうですか。要は、増額になった分の根拠は人件費だと、では実際に働いている下請けの末端まで、請負契約の中でちゃんと反映されるのかどうなのか、チェックするのもしないのか。

○新体育館建設プロジェクト係長 このインフレーションの通知につきましては、国からもともと出されたのは技能労働者への適切な賃金水準の確保についてということで、金子委員がおっしゃるとおりの趣旨がベースでございます。これにつきましては中の文章の中に、適切に下請けにもちゃんと払ってくださいということを指導してくださいということが書いてありますので、私どもとしても認められましたら、下請けのほうには適正な金額

で契約をするようにということを知らせさせていただきます。ただ、中身幾らでとチェックしたところまではやりませんが、そのようなことを通知として、させていただきます。

○委員長 いいですか。よろしいですか。

それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第12号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第12号（仮称）新体育館建設工事請負契約の変更契約の締結については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。理事者から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○副市長 慎重に御審査をいただきまして、原案どおりお認めをいただきまして、大変ありがとうございました。

○委員長 それでは以上をもちまして、新体育館に関する特別委員会を閉会といたします。大変御苦労さまでした。

午後2時33分 閉会

令和元年12月10日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

新体育館に関する特別委員会委員長 永田 公由 印